

改正

令和元年8月19日規則第21号

令和2年10月30日規則第59号

令和3年3月19日規則第9号

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、特定不妊治療については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、特定不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「特定不妊治療」とは、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの
- (3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定不妊治療を受けた夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたものであること。
- (2) 治療開始の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。

(対象となる治療等)

第4条 助成金の交付の対象となる治療は、対象者が特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に

十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関で受けた特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合を含む。）とする。

（助成の額及び期間）

第5条 助成金は、1夫婦における1回の治療（採卵準備のための投薬期間から、体外受精又は顕微授精1回に至る過程をいう。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。次項において同じ。）につき30万円まで（別図のC及びFに該当する場合は1回の治療につき10万円まで）交付する。

2 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）（別図のCに該当する場合を除く。）を行った場合は、前項の規定による助成金のほか、1回の治療につき30万円まで助成金を交付する。

3 助成金の通算助成回数は、初回助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回まで、40歳以上43歳未満であるときは3回までとする。

4 前項の場合において、助成を受けた後に出産したとき又は妊娠12週以降に死産に至ったときは、当該事実が生じた日以後の最初の助成を初回助成として、同項の規定を適用することができる。

5 他の自治体を実施する特定不妊治療に係る助成を受けている場合は、この規則に定める助成を受けたものとみなし、当該助成の回数を通算して前各項の規定を適用するものとする。

（助成の申請及び決定）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（別記第2号様式）
- （2）指定医療機関が発行する領収書の写し
- （3）治療開始日において、夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）
- （4）夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票の写し又は戸籍の附票）
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号及び第5号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 第1項の申請は、特定不妊治療が終了した日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該終了した日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 4 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、平成25年度以前からこの規則に基づく助成金に相当する助成を受けている夫婦であって、平成27年度までに通算5年間助成を受けているものについては、助成金を交付しない。
- 3 この規則の施行の前に対象者がこの規則に基づく助成金に相当する助成を受けているとき(未交付である場合を含む。)は、当該助成をこの規則に基づく助成とみなし、第5条第2項の規定は適用しない。
- 4 この規則の施行の前に対象者がこの規則に基づく助成金に相当する助成を受けているとき(未交付である場合を含む。)は、当該助成をこの規則に基づく助成とみなして、第5条第4項の規定を適用する。

附 則 (令和元年8月19日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則(以下「新規則」という。)第5条第4項の規定は、平成31年4月1日以後に開始された男性不妊治療から適用し、同日前に開始された男性不妊治療については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則(以下「旧規則」という。)別記第1号様式の規定による申請書及び別記第2号様式の規定による証明書は、それぞれ新規則別記第1号様式の規定による申請書及び別記第2号様式の規定による証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 2 年10月30日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月19日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以降に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付について適用し、同日前に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（以下「旧規則」という。）別記第 2 号様式の規定による証明書は、新規則別記第 2 号様式の規定による証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第 1 号様式及び第 2 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第6条関係）

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書

（宛先）奈良市長

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、本申請にあたり、奈良市が申請者の市民税課税状況等について、公簿等により確認を行うことに同意します。

また、裏面の各説明書内容に目を通し、本申請に関して奈良市が他の自治体や受診医療機関へ確認を行うことに同意します。

		申 請 日	年 月 日											
		ふ り が な	生 年 月 日											
		氏 名	個 人 番 号											
申 請 者	夫			年 月 日生（ 歳）										
	妻			年 月 日生（ 歳）										
住所 （※1）	〒	電 話 （ ）												
住所 （※2）	〒	電 話 （ ）												
委任状												※個人番号を記入する場合において、夫婦の一方のみ（または代理人）が申請書を提出するときは、夫婦のもう一方（または両方）が、下記の委任状を必ず記入してください。		
本申請について、代理人（住所： ）を私の代理人として定め、その権限を委任します。														
委任者の署名														
過去にこの助成金を受けたことがありますか。（特定不妊治療費助成金交付申請及び本事業） （男性不妊治療分を除く。） ない ・ ある → 過去（ ）回 ・ 今年度（ ）回目 助成金を受けた自治体は、（奈良市・ 都道府県・市）														
（男性不妊治療分） ない ・ ある → 過去（ ）回 ・ 今年度（ ）回目 助成金を受けた自治体は、（奈良市・ 都道府県・市）														
申請額（男性不妊治療分を除く。） 金 円														
申請額（男性不妊治療分） 金 円														
申請額 合計 金 円														
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協			本 店 支 店 出 張 所			預金種別		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座				
	ふ り が な 口 座 名 義 人				口座 番号									
申請受理年月日		年 月 日			(承認・不承認) 決 定 年 月 日		年 月 日							
受 給 者 番 号														

（注）太枠の中をご記入ください。

（※1）夫婦の住所を記入してください。 （※2）単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合に記入してください。

備考 裏面に治療の内容・結果及び妊娠の経過についての行政への報告を行うことに関する説明を記載する。

第2号様式（第6条関係）

受給者番号					
-------	--	--	--	--	--

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

次の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を次のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

医療機関記入欄（主治医が記入すること。）			
ふりがな			
受診者氏名	夫		妻
受診者生年月日		年 月 日（歳）	年 月 日（歳）
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号（注参照）に○を付けてください。		AまたはBの場合 1 体外受精 2 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください)
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 ()		(精子回収の有無) 1 有 2 無
今回の治療期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日		
	(男性不妊治療分) 年 月 日 ~ 年 月 日		
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 → 症例登録番号※2		無
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計 ※3(保険外診療に限る。)]		
	特定不妊治療費(男性不妊治療費を除く) 領収金額	円	
	男性不妊治療費 ※4	領収金額	円
備考 ※5 (院外処方、その他)			

- ※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。
- ※2) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。
- ※3) 保険外診療の治療費のみ記載してください。ただし、入院料、食事代、文書料、凍結胚の管理料など、直接治療に関係ない費用は含みません。
- ※4) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合を含む。）で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください（令和3年3月31日までに終了する治療に限る。）。
- ※5) 院外処方を指示した場合や、主治医の判断により治療の一部を他の医療機関で行った場合は、各指示内容をこの欄へ記載してください。この記載がないと助成対象とみなすことができません。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注) 採卵に至らないケース（女性への優美的治療のないもの）は助成対象となりません。

別図（第5条関係）

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲													
治療内容	採卵まで				採精（夫）	胚移植						助成対象範囲	
	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵	（前培養・媒精） 受精（顕微授精）・培養		新鮮胚移植			凍結胚移植				（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												対象外

* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づき治療を行った場合

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。